

官廳公示連絡事項

モデル幼稚園候補校の指定

昭和二十七年五月二十九日文施指第七三号で昭和二十七年度文部省建築モデルスクール候補校の指定が発表された。このたび指定されたのは申請校一二二校のうち六八校で、その内訳は幼稚園八園小学校二三校中学校二九校高等学校三校盲学校二校ろう学校三校である。

このモデルスクールの指定は昭和二十二年度から行われていたが、幼稚園が指定されたのは今年が始めてであり、しかも公立幼稚園だけが認められたのである。

幼稚園で指定された八園は次のとおりである。

府県名	幼稚園名	所 在 地	園長名	構造
愛知県	名古屋市第三	名古屋市西区志摩町一	浅野寿美子	木造
岐阜県	岐阜市立加納	岐阜市加納西丸町一	福田 実	リ
兵庫県	神戸市立楠	神戸市兵庫区下三条町	山崎ときの	リ
兵庫県	明石市立播磨	明石市相生町二丁目浜通	内匠ちゑ	鉄筋
大阪府	大坂市立常盤	大坂市阿倍野区天王寺町二	木造	木造
香川県	觀音寺町立穂音寺	三豊郡觀音寺町二、九	松木ユキノ	リ
徳島県	徳島市立内町	徳島市寺島本町西二丁目	富本善一	リ

北海道 美唄市立美唄 美唄市西二条南三丁目 菅秀基 木造
なお、この候補校が木造は一年後（昭和二八年三月末日）までに文部省の指導及び助言に従つて完成しその検査に合格したときは「昭和二十七年度文部省建築モデルスクール」として指定されるのである。

幼稚園基準について

昭和二十七年五月二十一日文初第一〇八号で文部省事務次官通達をもつて別紙のように幼稚園基準について各都道府県教育委員会、都道府県知事五大市教育委員会都道府県知事、五大市教育委員会及び附属幼稚園を置く国立大学長あてだされたが、この基準は幼稚園の設置や既に設置された幼稚園の充実を図るための資料として通達されたものである。

しかし、各都道府県や幼稚園においては、この基準の趣旨にそつてその最低基準の維持を図ることはもとより、あらゆる機会において望ましい基準に達すように、またこれらの基準をこえるよう努めすることが望ましいのである。

昭和二十七年五月二十一日 文初第一〇八号

五大市 教育委員会
都道府県 知事殿

文部事務次官 日 高 第 四 郎

幼稚園基準について

幼稚園教育の振興につきましては、格別御配慮のことと思ひます
が、文部省におきましても、かねてから幼稚園教育の水準維持とそ
の向上とを図るため、幼稚園の教育課程・編制・施設・設備等の基

準に関し委員会を設け、種々研究を重ねてきました。その結果別紙
のようによまりましたので、貴管下における幼稚園教育の充実發
展を図るための参考となることが多いと思ひますので送付いたしま
すから、地方の実情に応じ十分御活用の程願います。

文部事務次官 日 高 第 四 郎

昭和二十七年五月二十一日

附属幼稚園を置く国立大学長殿

文部事務次官 日 高 第 四 郎

幼稚園基準について

このことにつき、別紙のように各都道府県教育委員会都道府県知
事及び五大市教育委員会に通達いたしましたので参考のため送付い
たします。

幼稚園の園舎、運動場の面積の基準

1 幼稚園の園舎及び運動場の面積は、児童一人につき、それぞ
れ二・三平方米及び三・〇平方米を下らないものとする。
2 幼稚園の園舎及び運動場の面積に、児童一人につき、それぞ
れ四・七平方米及び五平方米に達することが望ましい。

- 3 幼稚園の園舎及び運動場の面積は、一幼稚園につき、それぞ
れ百平方米及び百七十平方米を下らないものとする。

備えなければならない施設設備

- 1 幼稚園には左の施設設備を備えるものとする。

一、保健室

二、遊戯室

三、保健室

四、職員室

五、便所、水呑用設備、手洗用設備、足洗用設備

六、保育室の数は、その幼稚園の組数を下らないものとする。

7 保育室と遊戯室及び保健室と職員室は、それぞれ兼用するこ とができる。

8 便器の数は、児童六〇人までは、二〇人について大便器及び 小便器各一個、六〇人をこえる場合は、三〇人を増すことに対 し便器及び小便器各一個を加えるものとする。

9 水呑用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備える ものとする。

10 幼稚園には、必要な給排水設備を備えるものとする。

11 幼稚園には、防火及び消火に必要設備を備えるものとする。

備えなければならない園具、教具等

- 1 幼稚園には、机、腰掛、黒板、ピアノ又はオルガン、簡易樂
器、蓄音機及びレコード、積木、玩具、紙芝居、絵本その他の
図書、すべり台、ぶらんこ、砂遊場、飼育栽培用具、絵画製作
用具、保健衛生用具の園具、教具を備えるものとする。

2 前項の園具、教具の種類及び数は、園舎の規模及び幼児数に応じて備えるものとする。

備えることが望ましい施設設備

幼稚園には、左の施設設備を備えることが望ましい。

一、放送聴取設備

二、映写設備

三、身体を清潔にする設備

一、教育課程について

教育課程

幼稚園の教育課程は、文部省の編集に係る幼稚園教育要領を基準とする。

教育日時數

幼稚園の教育日数は、毎学年二百日以上とする。

2 一日の教育時数は、四時間を原則とする。

二、編制について

一組の幼児數

幼稚園の一組の幼児数は、四十人以下を原則とする。

一 組の編制

幼稚園の一組は、同じ年令の幼児で編制することを原則とする。

但し、特別の事由があるときは、異なる年令の幼児で編制するこ

とができる。

専任教諭の数

1 幼稚園においては、園長の外、各組毎に専任教諭一人以上

る。

を置くものとする。

但し、特別の事由があるときは、助教諭をもつて教諭に代えることができる。

2 専任教諭の園長を置かない幼稚園にあつては、前項の教諭の数の

外、さらに一人を増すものとする。

養護教諭と事務職員

幼稚園には、養護教諭と事務職員とを置くことが望ましい。

幼稚園医と幼稚園歯科医

幼稚園には、幼稚園医と幼稚園歯科医とを置くものとする。

三、施設設備について

幼稚園の位置、施設設備等の一般的基準

1 幼稚園の位置は、幼児の道徳教育上、保健衛生上の害がなくかつ、通園の際の交通上の安全を考慮して、これを定めるものとする。

2 幼稚園の施設設備、園具、教具等は、安全かつ美的で、教育上適切なものとする。

3 飲料水の水質は、衛生上無害であるものとする。

幼稚園の敷地、運動場、園舎の一般的基準

1 幼稚園の園舎の敷地と運動場とは、一団の土地にあることを原則とする。

2 幼稚園の園舎は、構造上堅ろうで、幼児の指導上及び保健衛生上並びに幼稚園の運営上適切なものであり、かつ、園舎のうち、幼児の常用に供する部分は、第一階におくことを原則とする。

四、水遊場

五、図書室

六、給食施設

他の施設の使用

1

備えなければならない施設設備については、他の学校又は学校以外の施設の施設設備の一部を使用することができる。

2

他の学校又は学校以外の施設の施設設備の一部を使用することは、幼稚園の教育上支障のないよう、適当な設備を備えるものとする。

備

考 教育課程中「幼稚園教育要領」とあるは、幼稚園教育要領が刊行されるまで、「保育要領」をもつてこれにかえるものとする。